大阪市契約担当者

平成27年1月30日

大阪市交通局長 藤本 昌信

案件名称			森之宮構内地域給熱設備運転並びに保守点検業務委託			
	登録種目		平成26年度本市入札参加資格者名簿に業務委託種目 「02機械等施設点検・運転操作 03施設運転操作管理」で登録されていること。			
入札参加資格	必要な許認可(登録)等		なし			
	その他(実績要件等)		・当局が実施する安全講習会を作業主任者に必ず受講させ、講習会の内容について作業員に対し周知徹底し、安全に作業を履行することを誓約できること。			
			・作業員については、1級ボイラー技士の有資格者であること。			
		質問締切日時	平成27年2月12日午後5時まで			
設計図 質問・[書等に関する	方法	所定の様式(本ファイル(公告)末尾の書類を使用すること)により作成し、無記名(社名が本市にわからない様)で、事業担当までFAXにて必着のこと。FAX 06-6585-6598			
貝미"	回答日		平成27年2月16日午前9時 ~ 平成27年2月18日午後5時まで			
	方法		交通局ホームページ「入札契約情報」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。			
入札参	加資格審査資	料等提出日時	開札日 ~ 開札日の翌開庁日午後5時までに資格審査申請書とともに提出すること。			
入札参	加資格審査資	料	本ファイルの別紙「提出資料について」のとおり			
入札参	加資格審査資	料等提出先	大阪市交通局経営管理本部調達部調達課 電話 06-6585-6256 大阪市西区九条南1-12-62 本局3階			
その他			 契約の締結は、平成27年度予算が発効したときとする。 大阪市交通局が民営化される際、現契約は大阪市交通局から新会社には当然には承継されないので、その時点において、現契約は終了するものとし、大阪市交通局と相手方は、契約終了に伴い損害が生じたとしても、相互に賠償補償その他の名目を如何を問わず金員の支払いを請求できないものとする。ただし、本事項は、新たな契約の締結について、必ずしも拒むものではなく協議の上、執り行うこととする。 			

提出資料について

○入札参加資格審査資料

	提出書類	提出時期	提出すべき者	説明	様式の取得方法	提出方法
1	公告文に定める入札参 加資格を証する資料	案件ごとに定める開札日の 翌開庁日		公告文の「必要な許認可 (登録)等」欄及び「その 他(実績要件等)」欄に おいて入札参加資格を 求めている場合、当該資 格を有することを証する もの	本ファイル(公告)末尾の 書類を使用すること	必要な添付資料(許認可証の写し、履行実績に係る契約書の写し等)が指定されている場合は、併せて提出すること。
2	資本関係·人的関係調書 【様式1】	受開プロ 午後5時00分 ※指示があったます日 を指示日の 型開庁日 午後5時00分	落札候補者		本ファイル添付の様式1 を使用すること	
3	誓約書 【様式2】			大阪市契約関係暴力団 排除措置要綱に基づく 誓約書 契約金額※が500万円 以上の場合のみ	本ファイル添付の様式2 を帳面印刷し使用すること	
4	事業協同組合で参加の 場合、組合員名簿			開札日現在の組合員が わかるもの	申請者において用意すること	

※契約金額:入札金額に1.08を乗じた額

○低入札価格調査時に提出するもの(低入札価格調査制度適用案件のみ対象とする)

_	_			(1-2)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		提出書類	提出時期	提出すべき者	説明	様式の取得方法	提出方法
(D		める開札日 〜開札日の 翌開庁日の		低入れ価格調査基準価格を下回る価格で入札	提出書類、様式、作成・ 提出要領等については 仕様書等に含めて配布	

平成 年 月 日

大	[]	Ź	ф	契;	約	担	<u>=</u>	律	Í

大阪市交通局長 藤本 昌信 様

入札書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。

主たる営業所(又は支店等)の所在地商号又は名称代表者

			代 表 者 (又は受任者) 役職・氏名		使用印
			·		以 加口
		第3号(*1)及び第4号	・(*2)の規定による親会社又は子	子会社について	
■ 該当するもの □ 次のとおりでっ					
	す 大阪市登録 ┃	^ 디 스코디코(나선)	- Total		権の被所有割合(%)
子会社の別	承認番号	会社の商号又は名称	称 所在	[()は	ようち間接被所有割合]
					()
					()
自社役員で他社	の役員(*3)を兼務し	ている会社について		•	
] 該当するもの					
」 次のとおりで		大阪市登録			
自社役員氏名	自社での役職名	人阪巾登録 承認番号	会社の商号又は名称	所在地	役職名
	†				
車業共同組合に	<u>┃</u> 加入している場合(*4	1)について			
事業共同組合に		±/(C) V · C			
□ 欧ヨッるのり					
	組合名		(注)入札参加者が	が事業共同組合の場合、組合員	員名簿を提出すること
白社代表者で他	社の代表者と夫婦、		ろ会社について		
□ 該当するもの		APL 1 (. 0) -> IVI NICE-	DY ITIC > C		
」 次のとおりで					
大阪市登録承認番号 会社の商号又は名称					
八败川豆짴净配鱼	号 会社の商号	·又は名称	所在地	代表者氏名	名 続柄
八败川豆짫承配笛	:号 会社の商号	て以名称	所在地	代表者氏名	名 続柄
八伙川登跡承認曲	会社の商号	アは名称	所在地	代表者氏名	名 続柄
自社代表者で他)兄弟姉妹(*6)の関係	系にある会社で、かつ、本店又に		
自社代表者で他	社の代表者と血族の)兄弟姉妹(*6)の関係	系にある会社で、かつ、本店又に		
自社代表者で他 その支店、営業	社の代表者と血族の き所の所在地が同一り はありません す)兄弟姉妹(*6)の関係 場所である他の会社	系にある会社で、かつ、本店又に について	よ、受任者を設けている場合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
自社代表者で他 その支店、営業] 該当するもの] 次のとおりで	社の代表者と血族の 美所の所在地が同一り はありません す)兄弟姉妹(*6)の関係 場所である他の会社	系にある会社で、かつ、本店又に		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
自社代表者で他 その支店、営業] 該当するもの] 次のとおりで	社の代表者と血族の き所の所在地が同一り はありません す)兄弟姉妹(*6)の関係 場所である他の会社	系にある会社で、かつ、本店又に について	よ、受任者を設けている場合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
自社代表者で他 その支店、営業] 該当するもの] 次のとおりで	社の代表者と血族の き所の所在地が同一り はありません す)兄弟姉妹(*6)の関係 場所である他の会社	系にある会社で、かつ、本店又に について	よ、受任者を設けている場合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
自社代表者で他 その支店、営業] 該当するもの] 次のとおりで 大阪市登録承認番	社の代表者と血族の 美所の所在地が同一も はありません す 会社の商号)兄弟姉妹(*6)の関係 場所である他の会社 ・又は名称	系にある会社で、かつ、本店又に について 所在地	よ、受任者を設けている場合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
自社代表者で他 その支店、営業 」該当するもの 」次のとおりでて 大阪市登録承認番	社の代表者と血族の を所の所在地が同一は はありません す 会社の商号)兄弟姉妹(*6)の関係 場所である他の会社 ・又は名称	系にある会社で、かつ、本店又に について 所在地	よ、受任者を設けている場合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
自社代表者で他 その支店、営業] 該当するもの] 次のとおりで 大阪市登録承認番	社の代表者と血族の を所の所在地が同一は はありません す 会社の商号)兄弟姉妹(*6)の関係 場所である他の会社 ・又は名称	系にある会社で、かつ、本店又に について 所在地	よ、受任者を設けている場合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
自社代表者で他 その支店、営業 」該当するもの 」次のとおりで 大阪市登録承認番 電話、ファクシミ 」 次のとおりで 大阪市登録	社の代表者と血族の き所の所在地が同一切 はありません す 会社の商号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)兄弟姉妹(*6)の関係場所である他の会社 ・又は名称	系にある会社で、かつ、本店又に について 所在地 る他の会社について	よ、受任者を設けている場合 代表者氏名	名続柄
自社代表者で他 その支店、営業 一該当するもの 一次のとおりで 大阪市登録承認番 電話、ファクシミ 一該当するもの 一次のとおりで	社の代表者と血族の を所の所在地が同一は はありません す 会社の商号)兄弟姉妹(*6)の関係場所である他の会社 ・又は名称	系にある会社で、かつ、本店又に について 所在地	よ、受任者を設けている場合	名続柄
自社代表者で他 その支店、営業 」該当するもの 」次のとおりで 大阪市登録承認番 電話、ファクシミ 」 さいとおりで 大阪市登録	社の代表者と血族の き所の所在地が同一切 はありません す 会社の商号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)兄弟姉妹(*6)の関係場所である他の会社 ・又は名称	系にある会社で、かつ、本店又に について 所在地 る他の会社について	よ、受任者を設けている場合 代表者氏名	えで、 名 続柄 つけてください)
自社代表者で他 その支店、営業 」該当するもの 」次のとおりで 大阪市登録承認番 電話、ファクシミ 」 該当するもの 」次のとおりで 大阪市登録	社の代表者と血族の き所の所在地が同一切 はありません す 会社の商号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)兄弟姉妹(*6)の関係場所である他の会社 ・又は名称	系にある会社で、かつ、本店又に について 所在地 る他の会社について	は、受任者を設けている場合 代表者氏名 同一の内容(○をつ 電話・FAX・メール	さで、 名 続柄 つけてください) アドレス・その他
自社代表者で他 その支店、営業 」 該当するもの 」 次のとおりで 大阪市登録承認番 電話、ファクシミ 」 次のとおりで 大阪市登録 承認番号	社の代表者と血族の を所の所在地が同一は はありません す 会社の商号 、メールアドレス等の はありません す 会社の商号又は名)兄弟姉妹(*6)の関係場所である他の会社・又は名称	系にある会社で、かつ、本店又に について 所在地 る他の会社について	は、受任者を設けている場合 代表者氏名 同一の内容(○をつ 電話・FAX・メール 電話・FAX・メール	さで、 名 続柄 つけてください) アドレス・その他
自社代表者で他 その支店、営業 一 次のとおりで 大阪市登録承認番 電話、ファクシミン 大阪市登録 承認番号 自社の者で、他を 一 該当するもの	社の代表者と血族の き所の所在地が同一が はありません す 会社の商号 、メールアドレス等の はありません す 会社の商号又は名)兄弟姉妹(*6)の関係場所である他の会社・又は名称	系にある会社で、かつ、本店又に について 所在地 る他の会社について 所在地	は、受任者を設けている場合 代表者氏名 同一の内容(○をつ 電話・FAX・メール 電話・FAX・メール	さで、 名 続柄 つけてください) アドレス・その他
自社代表者で他 その支店、営業 該当するもの 次のとおりで 大阪市登録承認番 電話、ファクシミ」 次のとおりで 大阪市登録 承認番号	社の代表者と血族の き所の所在地が同一が はありません す 会社の商号 、メールアドレス等の はありません す 会社の商号又は名	の兄弟姉妹(*6)の関係場所である他の会社・フは名称 ・又は名称 ・	系にある会社で、かつ、本店又に について 所在地 る他の会社について 所在地	は、受任者を設けている場合 代表者氏名 同一の内容(○をつ 電話・FAX・メール 電話・FAX・メール	さで、 名 続柄 つけてください) アドレス・その他

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

- 1 共同企業体の場合、構成員全者が作成し提出すること。
- 2 関係する会社は、工事請負入札参加有資格者に限って記入すること。
- 3 各項目において、該当会社が複数ある場合は該当会社全てを記載すること。なお、表の行数が 足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ割り印をし提出すること。
- 4 (*1) (*2)会社法第2条第3号及び第4号は下の参考1及び別紙参考3を参照すること。
- 5 (*3)役員とは、法人の場合は取締役等。(会社更生又は民事再生の手続き中にあってはその管財人を含む。)また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。
- 6 (*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。
- 7 (*5)夫婦、親子とは(参考2)の で囲まれた者。
- 8 (*6)血族の兄弟姉妹とは(参考2)の で囲まれた者。

(参考1)

会社法(平成17年法律第86号)

第2条(定義)

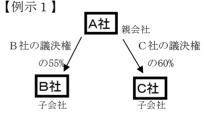
- 略
- 略
- 三 子会社

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四 親会社

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として<u>法務省令</u>で定める ものをいう

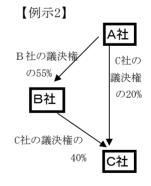
親会社、子会社の例



A社はB・C社を記載

B社はA・C社を記載

C社はA・B社を記載

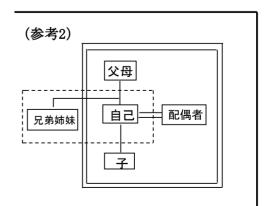


B社はA社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社」と看做され、C社はA社の「子会社」と看做される。

A社はB・C社を記載

B社はA・C社を記載

C社はA・B社を記載



【例示3】



B社はA社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社」と看做され、C社はA社の「子会社」と看做される。

A社はB・C社を記載

B社はA・C社を記載

C社はA・B社を記載

会社法施行規則

第二章 子会社及び親会社

(子会社及び親会社)

- 第三条 法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。
 - 2 法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。
 - 3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上 又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかで あると認められる場合を除く。)をいう(以下この項において同じ。)。
 - 一 他の会社等(次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社及び子法人等(会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。)を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合
 - イ 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
 - ロ 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
 - ハ 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
 - ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
 - 二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の 四十以上である場合(前号に掲げる場合を除く。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する 場合
 - イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。 次号において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。
 - (1) 自己の計算において所有している議決権
 - (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
 - (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
 - ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が百分の五十を超えていること。
 - (1) 自己の役員
 - (2) 自己の業務を執行する社員
 - (3) 自己の使用人
 - (4) (1) から(3) までに掲げる者であった者
 - ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - 二 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額に対する自己が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。)の割合が百分の五十を超えていること。
 - ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が 存在すること。
 - 三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
 - 4 法第百三十五条第一項の親会社についての第二項の規定の適用については、同条第一項の子会社を第 二項の法第二条第四号に規定する株式会社とみなす。

(様式2) 元請用

表面

平成 年 月 日

大阪市交通局 藤本 昌信 様

住所又は事務所所在地
フ リ ガ ナ
商 号 又 は 名 称
フ リ ガ ナ
氏名又は代表者名
生 年 月 日
受 任 者

使用印

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に 掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称:

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、 大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は 大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係 暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同 意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等(ただし、契約金額500万円未満のものは除く。)から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本 部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次 以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

〇大阪市暴力団排除条例(抜粋)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

- 第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加する ために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者(以下「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1 年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に 準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公 共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、 当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約 相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

- 第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする
 - (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
 - (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は 第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所 その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為を する権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材 又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

入札参加資格審査申請書

平成	年	月	日

大阪市交通局長 藤本 昌信 様

大阪市入札参加資格承認番号 ()

※必ず記入してください

住所又は事業所所在地 商 号 又 は 名 称 氏名又は代表者氏名

印

次の業務委託にかかる落札候補者となりましたので、下記のとおり、入札参加資格審査資料を提出 します。資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

なお、本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て該当人 物の同意を得ていることを誓約します。

記

1 案件名称

森之宮構内地域給熱設備運転並びに保守点検業務委託

- 2 審査資料 (別紙のとおり)
 - (1) 誓約書
 - (2) 1級ボイラー技士免許の写し
- 3 連絡先
 - 所属名
 - · 氏 名
 - ・ 電 話 () -

交 通 局 長 様

住所又は 事務所所在地 商号又は名称 氏名又は代表者名

印

誓 約 書

貴局が実施する「安全講習会」を契約後受講し、受講した責任者を適時立会いさせ、 作業連絡及び作業後確認等を行い、安全に作業を履行します。

以 上

#	Ή	卜力	=	FA	٠
案任	-	1-74	i /	Y.	1

項	目	質 問 内 容

※質問は発注担当へFAXにより公告文記載の質問締切日時までに必着のこと。